

第1章 景観計画の目的と構成



▲千疊河原と棚田



▲旭志岩本のムクノキ

1-1 計画策定の背景

地域の特性を活かした、菊池市独自の景観行政を行っていく必要があります。

景観は、地域の眼に見える姿であり、地域の自然や先人により築かれてきた歴史により、個性ある風景として形成されてきています。その一方で、都市化に伴う土地利用の変化や景観を構成する建築物や材料が新しくなるなどにより、全国どこでも同じような風景が見られるようになってきています。

わが国では昭和 40 年代頃から歴史的な街並みの保全運動などを皮切りに、横浜市や京都市など主要な都市で、行政施策として景観に配慮したまちづくりへの取り組みがはじまりました。それにより、美しいまちが守られ、来訪する観光客の増加や緑豊かな住宅地の形成による人口増加などの効果が表れてきました。最近では、地域の個性を守り、美しく特色あるまちづくりを行ううえで景観が重視されるとともに、文化財の保護（世界遺産への登録）、住民の郷土意識の育成や観光客誘致などの課題に対応するものとして、景観に対する国民の関心が高まり、これらを背景として、全国の地方公共団体において景観をより良好にしていくための様々な取り組みが行われてきました。旧菊池市においても平成 8 年に「菊池市景観基本計画」を策定しています。

そのような中、平成 16 年に景観に関する総合的な法律である景観法が制定され、良好な景観形成を行うことが国及び国民の責務であると位置づけられ、全国の地方公共団体において景観行政を進めるよう努めることが定められました。この法律により、地方公共団体が景観行政団体となり、景観計画や景観条例を定めることで、地域の特性を活かした良好な景観形成に向けた実効性のある取り組みを推進していく環境が整えられました。

本市においても平成 29 年 6 月に、景観法に定める「景観行政団体」に移行し、独自の景観行政を展開していくこととしています。

もとより菊池市は、自然に囲まれ、悠久の歴史を背景とした、独特の景観を有しており、常に地域の景観を守り育てる考え方によりまちづくりを進めてきていますが、平成 17 年の 1 市 2 町 1 村合併による新市発足により、多様で良好な景観を有するとともに、その範囲も大きく拡大しました。これにより、菊池市民の「宝」が増えたこととなります。

これまで、本市域における景観行政は熊本県が行ってきましたが、菊池市の自主的かつ独自の景観行政を展開していくため、熊本県から菊池市が引き継ぐことになりました。そのため、市域全体の一体的な景観形成を見据え、市民と行政の協働による景観まちづくりを行っていく方向性を示す「菊池市景観計画」を策定します。

■景観保全の取り組みと景観行政の経緯

昭和 38 年（1963 年）奈良県庁舎建て替え問題、京都タワー問題	昭和 41 年古都保存法の制定
昭和 40 年前後から全国各地で「街並み保全活動」がはじまる	
昭和 43 年（1968 年）金沢市伝統環境保存条例、昭和 44 年（1969 年）宮崎県沿道修景美化条例	
昭和 50 年（1975 年）伝統的建造物群保存地区制度、昭和 53 年（1978 年）神戸市都市景観条例	
昭和 62 年（1987 年）熊本県景観条例（自主条例）の制定	
平成 4 年（1992 年）世界遺産登録基準に「文化的景観」の考え方が盛り込まれる	
平成 8 年（1996 年）菊池市景観基本計画を策定	
平成 15 年 7 月	美しい国づくり政策大綱 公表
平成 17 年（2005 年）景観緑三法「景観法」の制定、文化財保護法に「文化的景観」が盛り込まれる	
平成 20 年（2008 年）熊本県景観条例（景観法に基づく条例）制定、熊本県景観計画策定	
平成 21 年（2009 年）熊本県景観づくり基本計画（美しく品格あるくまもとづくりに向けて）策定	

1-2 計画の目的と役割

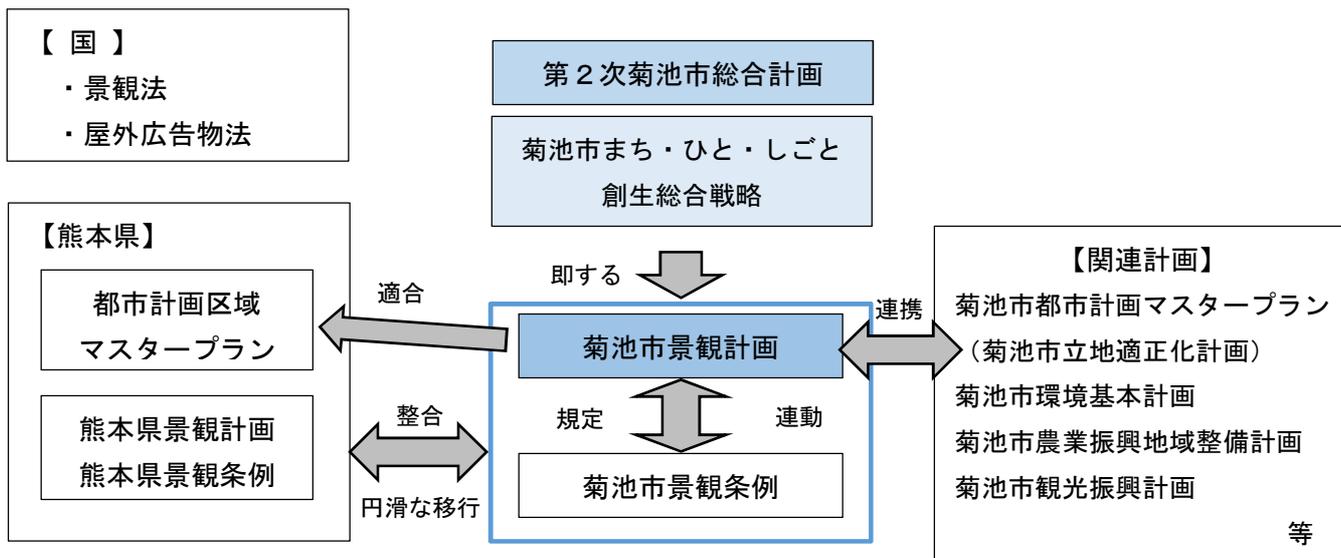
良好な景観形成に向け、市民、事業者と行政が協働して総合的・計画的に進める方針などを定めます。

1-2-1 計画の目的

○「菊池市景観計画」は、景観法の基本理念、体系および地域住民の意向を踏まえ、菊池市が目指す「自然の恵みを守り、自然を活かして穏やかな発展を続けていく 安心・安全の『癒しの里』きくち」を推進するため、菊池らしい良好な景観の保全・形成を総合的かつ計画的に推進するための将来像、基本方針および景観形成基準等を明らかにし、市民・事業者・行政の協働により良好な景観形成を総合的かつ計画的に推進し、将来像の実現を図ることを目的とします。

1-2-2 計画の位置づけ

○本計画は、第2次菊池市総合計画（基本構想）に即し、菊池市都市計画マスタープランや菊池市環境基本計画等の関連計画と連携しながら、本市の景観まちづくりの方向性とその実現方法を指し示す計画です。なお、本計画の第4章は、景観法（平成16年法律第110号）に基づく法定計画です。



■計画の位置づけ

■景観法の基本理念

第二条 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。

3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取り組みがなされなければならない。

5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

1-2-3 計画の性格と役割

1. 景観行政に係る相互調整の指針

○本計画は、景観行政に係る基本計画として、基本的な考え方および総合的な取り組みを示すものです。そのため、都市計画、建築・土木、環境、農林業、観光、文化財などの関連分野とともに景観形成を進めていくうえでの指針、各分野の施策相互の調整を図る際の指針となるとともに、周辺自治体や国・県の関係機関と連携を図る場合の指針となります。

2. 市民・事業者・行政の協働による景観まちづくりの指針

○本計画は、景観形成の理念や将来像、推進施策などを示すことにより、市民・事業者・行政が景観に関する活動を実施する際の共通の行動指針を明らかにするものです。各主体が自主的または連携して景観形成に取り組んでいくうえで、本市の景観形成にとって大切なことを共有化する役割を果たします。

3. 建築行為等を行う際の指針

○本計画は、本市の特性に応じた景観形成の方針や景観形成基準を定めることにより、市内で行われる建築行為や開発行為などが景観を阻害せず、良好な景観形成に資するよう誘導を図っていくうえでの指針や協力依頼の考え方を示すとともに、協議・調整の指針となります。景観法に基づく届出制度[※]等の実施により、実効性のある景観誘導を可能にします。

1-3 計画の内容

本市の景観特性、課題の把握を踏まえ、総合的な観点から「景観まちづくり構想」を示すとともに、景観法に基づく行為の制限の内容などを示す「景観計画」、およびこれらの推進の方策を定めます。

1-3-1 計画の構成

○本計画は、景観法に基づく「景観計画」を定めるものですが、本市の景観の現状および課題を踏まえ、景観形成のあり方を多面的・総合的な観点からとらえ、市民、事業者と行政が協働してまちづくりとして取り組んでいくうえでの将来像や方向を示す「景観まちづくり構想」を掲げ、その実現の手段として、法定の「景観計画」の内容を定めるとともに、景観法に定められていない各種の行政および市民が取り組んでいくべき推進方策について、計画を策定します。

章および節	概要
第1章 景観計画の目的と構成 1-1 計画策定の背景 1-2 計画の目的と役割 1-3 計画の構成	・景観計画の策定が必要とされる背景および菊池市における計画の位置づけなどを示すとともに、「景観まちづくり構想」の必要性と考え方を示します。
第2章 菊池市の景観特性と課題 2-1 景観特性 2-2 市民意向 2-3 景観形成の課題 2-4 これまでの取り組み	・本市の景観の現状について、景観を構成する自然、歴史、人々の活動などの各種の要素の現況と特性を整理するとともに、市民の景観および景観形成に対する意識を把握し、問題や課題を整理します。
第3章 菊池市景観まちづくり構想 3-1 基本理念 3-2 景観の将来像 3-3 景観まちづくりの基本方針 3-4 将来像実現に向けた5つの戦略 3-5 アクションプラン 3-6 地域別の景観形成の方針	・本市における「景観まちづくり」を進めていくうえでの理念や将来像などの基本的な考え方を示すとともに、その実現のための戦略的な方針および地域別の「良好な景観形成の方針」を定めます。
第4章 菊池市景観計画（景観法に基づく計画） 4-1 景観計画区域 4-2 景観計画区域における良好な景観形成の方針 4-3 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項 4-4 景観形成上重要なその他の事項	・景観法に示された「景観計画」として定めるべき、景観計画区域とその地域区分、および区域ごとの当計画で規制誘導を行う対象や景観形成基準、景観重要建造物・樹木の指定方針などを定めます。
第5章 景観まちづくりの推進 5-1 市民が主役となり進める景観まちづくり 5-2 行政の役割と取り組み 5-3 推進体制づくりと早期に取り組むプロジェクト	・景観まちづくりを進めていくうえでの市民の関わり方とともに、市行政として行う多面的な推進施策などを定めます。また、その中で早期に取り組むプロジェクトの推進体制を示します。

1-3-2 景観まちづくり構想について

1. 景観の概念ととらえ方

1) 景観とは

- 「景観」という言葉は、明治時代に輸入されたドイツ語の「ランドシャフト」(Landschaft) という言葉を日本語に訳したものです。「風景」は、心理、美しさなどを含んだ言葉、「景観」は、行政や法律の用語、学術用語として用いられるなど、いろいろな考え方があります。

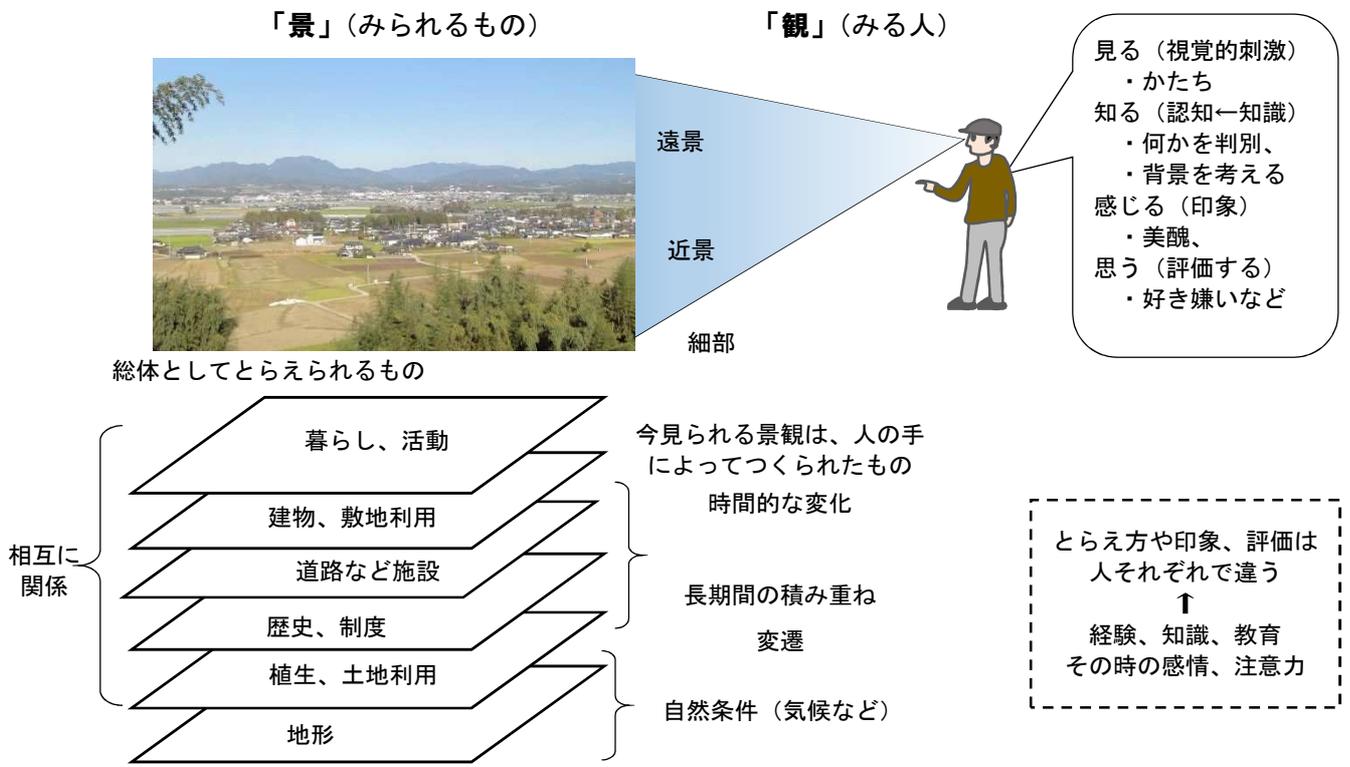
2) 景観の成り立ち

- 例えば農村であれば、集落、農地、里山、自然などが関連しあって農村の景観として認識されます。私たちは、このように同時に存在し互いに関連し合っている、異なる種類のものをワンセット(総体)としてとらえています。
- また、地域の空間や場所というものは、文化、制度などといった目に見えないものを含めて形成されており、そういった「地域」を「景観」として私たちは認識しています。景観は、地域の自然や歴史を基礎に、暮らし(生活)や生業(産業)の結果として、生み出される「地域」の総合的な「中身」の反映として目の前で見えているものです。
- したがって、景観形成とは「みてくれ」や「かたち」を取り繕うことと考えるのは誤解であり、環境、土地利用、土地の使い方など、中身の問題が重要であり、景観形成は総合的に考える必要があります。
- その意味から、暮らしが豊かになり、生き活きてこそその景観と言えます。

3) 景観のとらえ方

- 「景観」という語を分解すると、「見られる対象」としての「景」と、それをみる人の「観」という字に分けて考えることができます。
- 「景」は、特異の形態を持った一定の空間で、空間の大きさに対応し、遠景～近景といった階層性があります。遠くにあり目立たないものでも近くでは目立ったり、圧迫感を受けたりします。また、近くでは、材質や表面の様子なども目にすることができ、その状態によって受ける印象が異なります。したがって、見る場所(視点場)との関係に留意し、姿かたちを考える必要があります。
- また、朝夕、季節、年月など、時間とともに変化して見えます。今見られる景観は、これまでの歴史の積み重ねにより形成されてきたものであり、それが地域の景観の個性(景観特性)を作り出しています。したがって、景観を良くし、維持していくことを考える場合には、歴史を読み取り、その価値を守っていく考え方が重要です。
- 「観」について、景観は人によってとらえ方や評価が異なります。とらえ方や評価は、場所に対する想いや経験、教育、昔から経験した原風景などによって、懐かしさなどの想いや好き嫌いが出てきます。したがって、それをどう共有していくかが難しいと言えます。とくに、景観に無関心な人、気づいていない人をどう巻き込んでいくか、異なる価値観をどう調整していくかなどが重要となります。

■ 景観の成り立ちととらえ方



▲七城町岡田付近から金峰山

2. 景観まちづくり構想の位置づけ

1) 総合的な「景観まちづくり」の必要性

- 前記のように、景観形成の対象としての空間は、自然、文化、歴史を背景として、自然に働きかけ、そこに展開されている人々の暮らしや産業などの活動の結果として表れているものであり、良好な景観の形成に向けて、今後のあり方や対策を考えるうえでは、自然、文化、歴史、制度、暮らしや産業など人間活動全体に関して、総合的なまちづくりとして取り組んでいくことが必要です。
- 近年、空き家や空き店舗、耕作放棄地などが景観についての新たな問題として大きく浮上しています。人口減少や少子高齢化に伴い、土地や建物を管理する人や手を入れる時間が少なくなり、地域の景観が荒れてきており、今後一層悪化する恐れがあります。このような事態を招かないようにするためにも、定住対策や農業の維持振興施策なども含めた総合的な施策を「景観まちづくり」として行っていくことが求められます。

2) 景観計画における景観まちづくり構想の意義

- 本計画で策定する景観法に基づく「景観計画（法定計画）」の内容については、計画に記載する事項が景観法第8条に定められています。計画に盛り込む事項は、景観計画区域のほか、建築物や工作物、開発行為といった、景観に影響を及ぼす可能性のあるものについての「行為の制限」が主体となっています。なおかつ、建築物や工作物などの行為は、新築、増改築など、今後行われる行為を対象として届出を義務付け、基準に適合するよう誘導するものであり、空き家問題などの本市における景観上の問題やより美しいまちづくりの取り組みなどを計画内容とはしていません。
- 行政による保護、整備や行為の制限だけで、景観が守られるものではなく、さまざまな側面から良好な景観の保全、創出に取り組んでいくとともに、地域の景観をより良好にしていくために、地域に住む人々が景観を大切に思い、主体的に、今ある景観を守り、育てることを進めていく必要があります。とくに、景観に対する人の関わり方や、景観の切り口から望まれるまちづくりの方策を検討し、実施していくことが重要であり、誰が、どのような取り組みをしていくべきかを明らかにする必要があります。
- そこで、本計画では、行為の制限を主体とした法定の「景観計画」における計画事項だけではなく、「景観まちづくり」の考え方により、景観の将来像やそれに向けた市民の取り組みの考え方、市が行う総合的な景観形成の施策などについての方向を示す「景観まちづくり構想」を定めることとします。

■景観まちづくり構想の意義

行為の制限を主体とした景観計画をつくるだけでなく、地域に関わる人が主体となった「景観まちづくり」の方向・方針を定め、協働して取り組みを実施していくことが重要。

- ➔ ●景観の視点からまちづくりを考え、将来像とその実現に向けた進め方を示す、「景観まちづくり構想」をつくる